

香川県広域水道企業団情報公開審査会規則をここに公布する。

平成29年11月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団規則第5号

香川県広域水道企業団情報公開審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、香川県広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。